

議案第 22 号

大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 7 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年条例第33号）  
の一部を次のように改正する。

第13条中「在職期間」を「基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前  
6箇月以内の期間における勤務の状況」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。